省エネ家電買替購入費補助金について

住民生活課

1　申請できる方（次の全てを満たしている方）

（1）町内在住の方
（2）町税等を滞納してない方（同一世帯の方を含む。）
（3）国、地方公共団体等の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていない方

2　補助の条件

（1）新品を販売業者から購入すること（インターネット等通信販売購入は対象外）。
（2）対象購入期間：**4月15日(火)～12月31日(水)**
（3）旧家電製品から対象省エネ家電への買替えで申請者が買替えて使うものに限る。
（4）同一世帯で1回限り

3　補助の金額　省エネ家電製品本体購入税抜価格の1／3以内かつ上限5万円

4　補助金対象省エネ家電(各目標年度の省エネ基準達成率が100%以上に限る。)

（1）エアコン（目標年度 2027 年度）
（2）冷蔵庫　（目標年度 2021 年度）
（3）冷凍庫　（目標年度 2021 年度）
（4）テレビ　（目標年度 2026 年度）
（5）LED 照明器具（目標年度 2020 年度）
（6）電子レンジ　（目標年度 2008 年度）
（7）炊飯ジャー　（目標年度 2008 年度）

＊対象家電によって目標年度が異なります。購入の際はご注意ください。
＊LED 照明器具については、蛍光官や白熱電球からの買替のみが対象です。

5　申請書類（申請者･使用者･請求者は同一人となります。）

（1）補助金交付申請書
（2）領収書の写し
（3）メーカー保証書の写し(販売店名の記載があること。)
（4）家電リサイクル券の写し(照明器具、レンジ及び炊飯ジャーは交換前の写真)
（5）買替え後の省エネ家電の設置の確認のできる写真
（6）省エネ基準達成率 100%以上であることが分かる書類の写し(カタログ可)

6　申請期間　令和8年1月30日（金）まで

＊受付期間内でも、予算に達した時点で受付け終了となります。

7　申請方法　上記「5申請書類」をそろえて、住民生活課生活環境係へ直接提出又は郵送

郵送の場合は、令和8年1月30日**必着**

8　申請窓口・問合せ先

森町住民生活課　生活環境係
電話：0538-85-6314

詳しくはこちらから